平成２１年（フ）第２９４号
福島県いわき市小名浜字定西298番地
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第４８号
栃木県真岡市石島728番地
債務者　松本　好夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第４９号
栃木県真岡市上高間木１丁目14番地４
債務者　笠原良信こと　カサハラ，ヨシノブ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第５０号
栃木県真岡市上高間木１丁目14番地４
債務者　大嶋　澄子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第７６号
福井県敦賀市公文名80号77番地の７　みどりケ丘町
債務者　木村　貴志
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１１８号
福岡県大牟田市大字倉永115番地１
債務者　西山　孝二
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１４２号
福岡県大牟田市大字田隈95番地11
債務者　東　　宏次
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１２１号
福岡県行橋市東大橋５丁目１番１―504号
債務者　倉田　良隆
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県京都郡苅田町小波瀬１丁目５番地16　サンビレッジ向山Ｂ202
債務者　阿部　恒信
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷949番地４
債務者　太田きみ子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
宮崎県延岡市須崎町５番地２
債務者　熊本　朝文
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３１３号
宮崎県延岡市粟野名町1537番地
債務者　黒木　康則
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第４２７号
沖縄県浦添市宮城２丁目16番７―503号　仲程アパート第一
債務者　宮城　有子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４５４号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原330番地の２　城間アパート307
債務者　屋宜　秀徳
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３９号
北海道苫小牧市若草町１丁目６番14号　ハイツワン203
債務者　川村　典昭
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３４３号
北海道苫小牧市明徳町４丁目３番24―108号
債務者　花輪　明正
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３４９号
北海道苫小牧市清水町１丁目２番６号　ソフィーユ清水201
債務者　居壁　明一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部